

第85回定例研究会 3月29日(金) 於:県評会議室

## 静岡県内における中小企業の現状と課題

報告者: 児玉和人氏 (静岡英和学院大学  
短期大学部専任講師)

### 日本経済に占める中小企業の位置

- (1) 日本企業の大半は中小零細企業である。
- (2) 就労人口の70%は中小零細企業に雇用されている。
- (3) 製造業付加価値額50%は中小企業が占めている。
- (4) 生活に密着した企業であること。
- (5) 新しい産業の源流であること。
- (6) 地方行政・社会福祉・教育の担い手であること。

### 中小企業者の定義

- (1) 中小企業者/資本金: 3億円以下  
従業員数: 常時雇用300人以下
- (2) 小企業者/ 従業員数: 常時雇用20人以下

### 中小企業政策の転換点

- (1) 中小企業庁設置法 (1948年)  
経済集中を防止して、健全な中小企業育成を目的とする。組織化、集団化、公的融資、経営診断の4つの基本政策
- (2) 中小企業基本法 (1963年)  
二重構造の解消。近代化の推進。不利補正。
- (3) 中小企業基本法改定 (1999年)  
経済発展の苗床、経営革新創業を重視。個店重視。

### 静岡県中小企業政策の特徴

基本的には中小企業庁の施策を徹底して実施することを特徴とする。得意は組織力が大変高い点にある。

- ・ 確固たる社会関係資本が備わっている。
- ・ 組織化、集団化政策が上手くいっている。
- ・ 金融機関が多く融資機会に恵まれている。
- ・ 政策の実施は標準的なものが多い。

### 静岡県下の商業政策

- (1) 静岡方式: ヨーカ堂進出問題で厳しい大型小売店の出店規制。大規模小売店舗法に静岡独自の審査方法を上乘せ。
- (2) 沼津方式: 中核店(西武百貨店、丸井)誘致し、アーケード、街路灯を導入する。
- (3) 公共駐車場の整備: 大型店、ファーストフードも商店会員。
- (4) 回遊式の中心市街地作り。

### 新政策の成果と問題点

中小企業基本法改正が背景となる。

- (1) B級グルメの振興  
長所: 地域食材の発掘、経済活性化、飲食店としては優れた側面を持つ。  
短所: 民間団体が商標登録を行い参入規制を行うケースが多い。
- (2) 特定ブランドの振興  
長所: 行政の信用力を背景に優れた個店を支援。  
短所: 認定に手間がかかる。知名度が今ひとつ。

## 【今後の日程】

### 春のシンポジウム

4月27日(土) 13:00~ 於: あざれあ  
「中小企業問題と労働運動の課題」

### 第86回定例研究会

5月17日(金) 18:30~ 於: 県評会議室  
学習会「秘密保全法」

5月25日(土) 13:00~ 於: あざれあ  
講師: 阿部浩基 氏(弁護士)

### 夏のセミナー

6月22日(土) 13:00~ 於: 県評会議室  
第7回定期総会と記念事業

8月10日(土) 13:00~ 於: 静岡労政会館  
講演「地域循環型経済への挑戦」  
講師: 松丸和夫 氏(中央大学教授)

\* 連絡先: 〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 コハラサウスサイドビル 7F  
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973  
メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>